

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

（受給には手続きが必要な方があります）

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要な方があります。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

申請を受理した日から2週間が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

小浜市から、対象の世帯主に対し「お知らせ通知」が届きます。「お知らせ通知」の方は、手続き不要、指定口座に振り込みます。

- ※一部申請や返送が必要な場合があります
 - ※世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告者がいる場合は、税務課へ申告ください
- 令和5年12月1日時点で住民登録のある方に送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期限：令和6年3月19日（火）

申請時点で住民登録が小浜市にある方は申請してください。

【申請書配布先】小浜市役所 市民福祉課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 令和5年度に、本給付金を受給した世帯で、世帯状況が変わっていない世帯には、小浜市から、「お知らせ通知」が届きます。**特に手続きは必要ありません**。指定日に指定口座に振り込みます。

- 下記の方は、「お知らせ通知」**到着後ただちに**下記問い合わせ先に**申し出てください**。

【確認事項】

- ① 記載された給付金振り込み口座番号を変更したい方・新規口座登録の必要な方
- ② 給付金受け取り拒否の方
- ③ 12月2日以降に修正申告を行い課税世帯となった方、転入届提出により基準日（12月1日）時点の世帯に課税者がいることとなった方
- ④ 《扶養確認のため》世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等（市外に住む方）の扶養を受けている世帯

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（小浜市の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに小浜市市民福祉課の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

小浜市役所 市民福祉課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口



0770-53-1111

※受付時間 平日9:00～16:00